

## 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と大阪公立大学 との連携協力に関する包括協定書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「甲」という。）と大阪公立大学（以下「乙」という。）は、両機関の連携及び協力を促進し、相互の研究開発能力、人材等の総合力を発揮することにより、我が国の学術及び科学技術の振興に重要な役割を果たすため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の有する研究施設・設備、研究成果、人材等を活用し、連携協力することにより、相互の研究開発の一層の充実を図ることを目的とする。

（連携協力分野）

第2条 本協定が対象とする連携協力分野は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連携協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の協議により決定した連携協力分野について、以下の事項について連携協力を実施する。

- 共同研究等の研究協力
- 研究者等の交流及び人材の育成
- 研究情報の交換
- 双方の有する研究施設・設備の相互利用
- その他本協定の目的遂行上必要な事項

（知的財産の取扱い）

第4条 前条に規定する連携協力の実施により生じた知的財産については、その権利の帰属、保全、維持及び活用に関して、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間等）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれか一方から他方に対し本協定を更新しない旨の書面

による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、本協定の有効期間満了日より前に本協定の終了を希望する場合は、本協定を終了させる日の3か月前までの相手方への書面による通知により、本協定を終了させることができるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定める事項への疑義若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合、又は本協定の改正の必要がある場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し対応するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月5日

甲 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号 乙 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号

国立研究開発法人

量子科学技術研究開発機構

理事長

大阪公立大学

学長